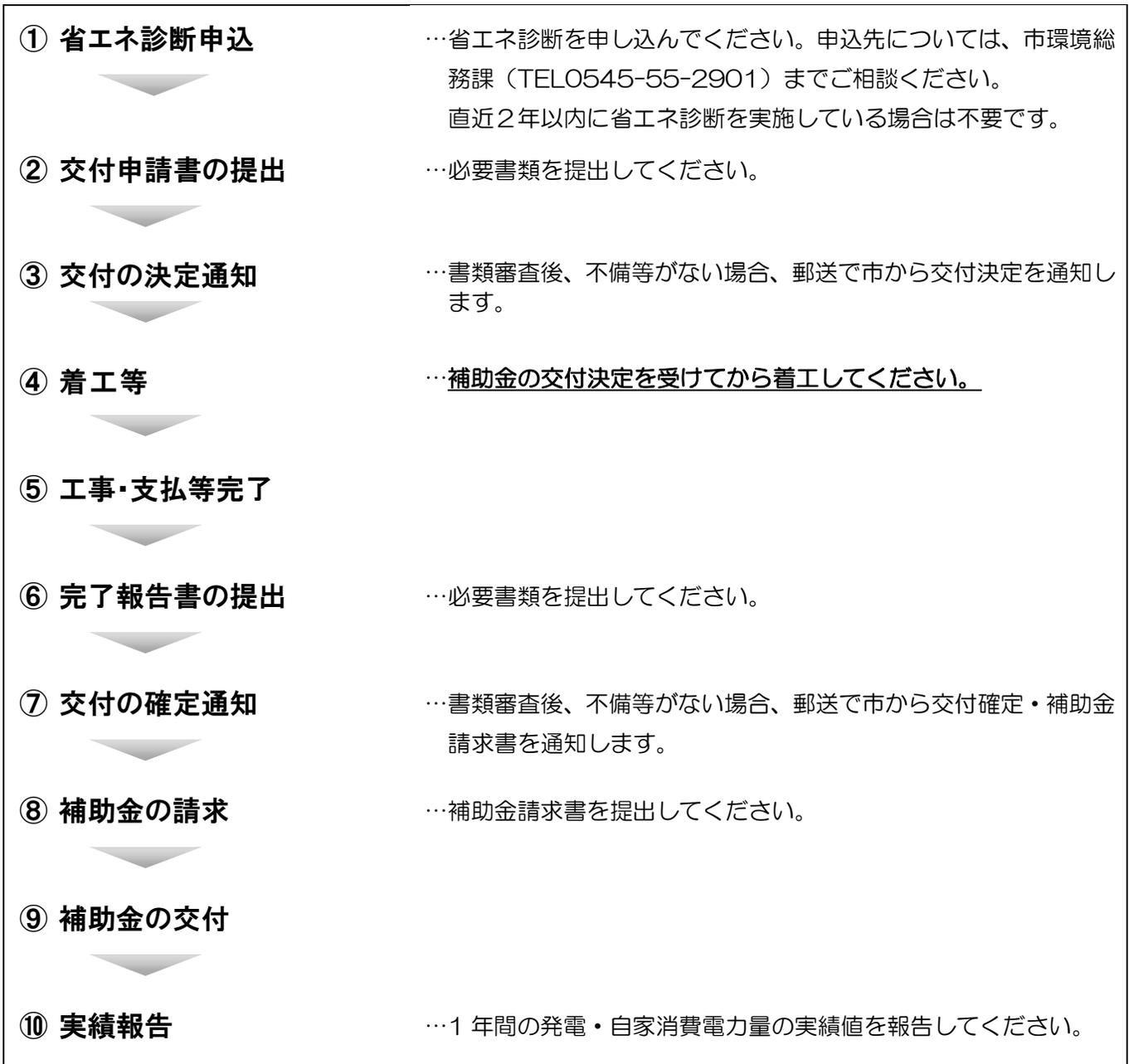


令和8年度

富士市中小企業者等ゼロカーボンチャレンジ補助金申請の手引き 事業所用太陽光発電システム導入事業

<申請の流れ>



【注意事項等】

- 必ず補助金の交付決定を受けてから着工してください。
- 省エネ診断を実施し、完了報告書とともに診断報告書の写しを提出してください（直近2年以内に実施したものであれば可）。
- 書類を提出してから、通常2週間程度で計画承認・交付決定を通知予定ですが、書類の不備がある場合や、申請が混みあう時期には、さらにお時間をいただく場合がありますので、余裕をもって申請してください。
- 固定価格買取制度（F I T）の認定

<交付申請書の提出期間>

令和8年4月1日 から 令和8年11月30日 まで

※ 予算額を超える申請があった場合、早期に受付を終了する場合があります。

<補助額>

導入容量1kWあたり 5万3千円（上限530万円）※千円未満切捨て

導入容量は太陽電池またはパワーコンディショナー出力合計値のいずれか小さい値

<完了報告書の提出期限>

事業完了から1か月以内 または 令和9年1月29日 いずれか早い日まで

※ 期限までに事業が完了（施工・支払いの完了）しない場合、補助金を交付できません。

<交付対象要件>

- 市税に未納付がないこと。
- 導入する事業所用太陽光発電システムで発電し消費する電力量（自家消費電力量）が、当該事業所太陽光発電システムで発電する電力量の50%以上であること。
※自家消費電力量が発電量の50%未満となった場合、補助金の返還対象となります。
- 系統連系を開始した翌月（系統連系しない場合は事業完了の翌月）から1年間の毎月の発電電力量及び自家消費電力量等について、根拠となる資料を添えて報告を行うこと。
- 系統連系を開始した翌月（系統連系しない場合は事業完了の翌月）から5年間の毎月の発電電力量及び自家消費電力量等についてデータを保存し、いつでも開示できるようにすること。
- 固定価格買取制度（F I T）の認定又はF I P制度の認定を取得しないこと。
- 法定耐用年数を経過するまでの間は、温室効果ガス排出削減効果をJ-クレジット制度へ登

録しないこと。

○自己託送を行わないこと。

<その他>

○事業の中止や申請内容の変更がある場合は、事業計画変更・中止届出書が必要です。

○対象となる設備について、重複して、国費を財源とする補助金等の併用はできません。

○補助対象が重複する、本市のほかの補助金との併用はできません。

<必要書類【交付申請書提出時】>

提出書類	備考
交付申請書	ウェブページから様式をダウンロード
事業計画書	ウェブページから様式をダウンロード
導入する設備の仕様が確認できる書類	太陽光パネル・パワコンの設計図面、及び製品のカタログやパンフレット等（型番や容量などが確認できるページ）の写し
見積書また契約書の写し	導入する太陽光パネル・パワコンの容量が記載されていること
市税の完納証明書	発行から2か月以内のもの。（市役所3階収納課で交付）
登記事項証明書または住民票	発行から2ヶ月以内のもの。個人事業主の場合は住民票を提出
健全経営に係る宣誓書	ウェブページから様式をダウンロード
最新年度の貸借対照表及び損益計算書	
事業所用太陽光発電システムの導入を行う事業に関する宣誓書	ウェブページから様式をダウンロード
発電電力の利用計画表	ウェブページから様式をダウンロード
省エネ診断の受診申込が確認できる書類の写し	既に診断を実施している場合（直近2年以内）は、診断報告書の写し

<必要書類【完了報告書提出時】>

提出書類	備考
完了報告書	ウェブページから様式をダウンロード
領収書等の写し	複数枚ある場合はすべて。振込明細書でも可
請求内訳がわかる書類の写し	注文書・請求書等（領収書の金額と一致していること）
施工前後の写真	着工前の施工箇所、設置したすべての太陽光パネル、パワコン（全体・銘板）、モニター等を撮影すること
電気事業者との系統連系について確認できる書類の写し	
売電単価が確認できる書類	余剰電力を売電する場合に提出
省エネ診断結果報告書の写し	

<必要書類【請求書提出時】>

提出書類	備考
請求書	ウェブページから様式をダウンロード

<必要書類【実績報告時】>

提出書類	備考
発電電力の利用実績表	ウェブページから様式をダウンロード
1年間の毎月の発電電力量、売電電力量等について、根拠となる資料※	発電状況が確認できるモニターの写真や、電力事業者からの売電量に関する通知など
直近の売電単価について確認できる書類の写し	余剰電力を売電する場合のみ提出

※実績を確認するため、発電電力量等が表示されるシステムやモニターの導入をお勧めします。

<本事業に関する問い合わせ先・書類の提出先>

富士市 環境部 環境総務課 脱炭素推進担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100

TEL 0545-55-2901

FAX 0545-51-0522

E-mail ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp